

【例題一高卒教養 10】

我が国の司法制度に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 裁判所は、民事上の争いや犯罪について裁くが、行政の措置に対する不服については、行政機関に設けられた行政裁判所が終審に至るまで裁判を行う。
2. 裁判の公正を保ち国民の司法への信頼を得るため、裁判は公開が原則とされており、国民に裁判の傍聴の自由が認められている。
3. 国民が司法に参加する制度として裁判員制度が導入されたが、これは犯罪事実の認定については裁判官が加わず裁判員のみで有罪・無罪の決定を行う制度である。
4. 裁判官には職権の独立が認められているが、国会に設置される弾劾裁判所の裁判によって、裁判所の行った事実認定や量刑が覆されることもある。
5. 裁判所は、ある法律に関連した具体的な事件が起きていなくても、その法律が憲法に違反するかどうかについて審査することができる。

(正答) 2